

令和4年第1回東浦町議会定例会議案（追加分）

令和4年3月2日提出

目 次

報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

報告第1号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月17日

東浦町長 神谷明彦

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和3年11月22日（月）午前9時15分頃、職員が県道51号線を東進するため、あいち知多農業協同組合東浦支店の駐車場から公用車を発進させたところ、右車線から左車線に進路変更する当該県道を東進していた相手方の車両の左前部が、当該公用車の右後部に接触し、当該公用車はバンパー等が、当該相手方車両はバンパーが破損した。

2 損害賠償の額

25,878円

	東浦町	相手方
損害額	120,538円	51,755円
過失割合	50%	50%
賠償額	25,878円	60,269円

3 和解の内容

相手方は、町に対して、双方の賠償額を相殺した34,391円を支払うこととする。